

令和6年度犬山市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1. 趣旨

国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2. 定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3. 調達の対象となる障害者就労施設等

物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、以下の施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設
(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所（障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号）第44条に規定する子会社
- (8) 重度障害者多数雇用事業所（※）
(※) 重度障害者多数雇用事業所の要件
 - ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者の割合が30%以上
- (9) 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- (10) 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4. 調達物品等及び調達目標

重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

調達品目等	調達目標額
障害者就労施設等が提供可能な物品	5万円以上

(2) 役務

調達品目等	調達目標額
・ 分別作業 ・ 清掃作業 ・ 封入封緘作業 ・ 組立て作業 ・ 印刷製本 ・ その他障害者就労施設等が提供可能な役務	300万円以上

5. 調達の推進方法

(1) 調達の推進に必要な情報提供

担当窓口は、障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報収集を適宜行い、この情報をもとに、各部署に情報提供を行う。

また、各部署から障害者就労施設等に発注可能な物品等に関する情報を取りまとめ、障害者就労施設等に情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

各部署は、新たに物品を調達する場合、障害者就労施設等からの調達が可能か検討するように努める。

(3) 随意契約による調達

各部署は、障害者就労支援施設等からの物品の調達にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約が可能であることを留意すること。

6. 調達方針及び調達実績の公表

担当窓口は、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したとき及び調達実績について取りまとめを行ったときは、速やかに市ホームページで公表する。

7. 方針に関する担当窓口等

この方針に関する担当は、健康福祉部障害者支援課とする。また、その他の部署は、障害者支援課と協働し、この方針に基づき障害者就労施設等からの調達に努める。

障害者就労施設等や各部署からの相談や情報提供等は障害者支援課で行う。